

公告

次のとおり一般競争入札を行うので、佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）第102条の規定に準じて公告する。

令和7年10月6日

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会
会長 鶴澤 直子

1 入札執行者

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会
会長 鶴澤 直子

2 事務局(担当部局)

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県農林水産部生産者支援課
電話番号 0952-25-7113

3 競争入札に付する事項

(1) 業務名

佐賀県豚熱経ロワクチン散布業務(後期)委託

(2) 業務内容

豚熱経ロワクチンの野外散布及びワクチン摂取状況確認(業務委託仕様書のとおり)

(3) 業務場所

佐賀県内

(4) 委託期間

契約日から令和8年3月19日(木)

4 競争入札参加資格

本件に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡り

となった者でないこと。

(4)佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6)緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。

(7)佐賀県内にワクチン散布の拠点となる本店、支店又は営業所を 3 か所程度有すること。（一部業務を再委託する場合、再委託先を含む）

5 入札説明書等の配布機関、配布場所及び配布方法

(1) 配布機関

公告の日から令和7年10月 16 日（木）までの期間

(2) 配布場所

佐賀県ホームページに掲載

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1)提出期間

令和7年10月 16 日（木）までの期間

(2)提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3)提出場所

上記2に同じ

7 入札手続き等

(1)入札執行日時

令和7年10月24日(金) 午後1時30分

(2)入札場所

佐賀市城内1丁目5番59号 佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室

(3)入札の方法

総価による。入札書は持参するものとし、郵送または伝送による入札は認めない。入札者に記載された金額のうち当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

(4)入札保証金及び契約保証金

免除

(5)入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6)落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合は、当該入札者のうち出席しない者または、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない県職員にくじを引かせるものとする。

(7)契約書作成の要否

要

8 その他

(1)提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)照会窓口は、佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会事務局(佐賀県生産者支援課内(電話番号0952-25-7113))とする。

(3)詳細は入札説明書による。